

(衛生法規に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

- (1) () クリーニング業法の営業とは、不特定多数の者から、対価を得て、反復継続して行うものをいい、特定の事業所の洗濯物のみを扱う場合や対価を得ない場合は該当しないので、クリーニング業法に基づく届出を行う必要はない。
- (2) () コイン・オペレーションクリーニング機を置いて、利用者が自ら洗たくする施設(いわゆるコインランドリー)は、「クリーニング所」に含まれる。
- (3) () 営業者は、洗濯物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも2台備えなければならない。
- (4) () クリーニング所の営業者は、クリーニング所の店頭で、利用者の苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を掲示しなければならない。
- (5) () 営業者は、クリーニング所開設の届出書を提出した後に、クリーニング所の従事者数に変更があった場合は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長)に届け出なければならない。
- (6) () クリーニング所を開設しないで車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しをする無店舗取次店を営業しようとする者は、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長)に届け出なければならない。
- (7) () クリーニング所の営業者は、クリーニング所に引き渡される前に消毒されていないおむつ、パンツ等を他の洗たく物と区分して取り扱わなければならない。

令和元年度富山県クリーニング師学科試験問題

- (8) () 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- (9) () クリーニング師がクリーニング師免許証を紛失した場合、10日以内にそのクリーニング師が住んでいる都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- (10) () 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）は、クリーニング所の使用人で洗濯物の処理業務に従事するものが、伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその使用人の洗濯物の処理業務を停止することができる。
- (11) () クリーニング師の免許を受けた者は、免許を受けた後1年以内に都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- (12) () 相続によりクリーニング所の事業者の地位を承継する場合、改めてクリーニング所の構造設備について都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区については市長又は区長）の確認を受けなければならない。
- (13) () クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者は、1ヶ月以内に免許証を与えた都道府県知事に返納しなければならない。
- (14) () 洗濯物の処理のうち、アイロン仕上げのみを行う場合も、営業として行う場合は、クリーニング所として届け出る必要がある。
- (15) () 事業者は、洗たく物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。

2 次の文の（ ）の中に、下の語群からあてはまるものを選び、その記号を記入しなさい。

- (1) クリーニング業法は、クリーニング業に対して、（ ）等の見地から必要な（ ）及び取締りを行い、もってその経営を（ ）に適合させるとともに、（ ）の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (2) クリーニング業とは、（ ）又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は（ ）を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。
- (3) （ ）は、営業者がクリーニング業法に基づく措置命令に従わないときは、期間を（ ）、その営業停止又はクリーニング所の（ ）若しくは業務用の車両のその（ ）のための使用の停止を命ずることが出来る。

【語群】

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ア. 公共の福祉 | イ. 公衆衛生 | ウ. 溶剤 |
| エ. 漂白剤 | オ. 皮革製品 | カ. 合成皮革 |
| キ. 都道府県知事 | ク. 厚生労働大臣 | ケ. 定めて |
| コ. 定めず | サ. 営業 | シ. 閉鎖 |
| ス. 指導 | セ. 監視 | ソ. 営業者 |
| タ. 利用者 | | |

3 次のA群と最も関係の深いものをB群から選び、線で結びなさい。

(A群)

手ぬぐい、タオル ・

立入検査の拒否 ・

クリーニング所の開設 ・

テトラクロロエチレン ・

洗場の床 ・

(B群)

・ 不浸透性材料

・ 熱湯による消毒

・ 罰金

・ 届出（クリーニング業法）

・ 水質汚濁防止法

(公衆衛生に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

- (1) () 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、工場の規模によって住居系地域や商業系地域での立地が可能である。
- (2) () クリーニング所は、洗濯業用の洗浄施設として特定施設となる。したがって、特定施設として自治体への届出、排水基準の遵守、事故時における届出の義務がある。
- (3) () テトラクロロエチレンは、VOC(揮発性有機化合物)に該当し、光化学スモッグを発生させる原因物質となっている。
- (4) () 現在、コレラ、赤痢、結核の予防方策や患者に対する医療は、医師法に基づき対策が講じられることとされている。
- (5) () ノロウイルスは、乾燥すると塵埃と一緒^{じんあい}に空中に浮遊するが、それが人の口に吸入されて感染することはない。
- (6) () 空気が乾燥するとのどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなるので、適度な湿度の保持が有効である。
- (7) () 有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤は、密閉できる容器に入れて使用し、それ以外のしみ抜き薬剤は、適正濃度に調整して使用すること。
- (8) () 引火性溶剤は、容易に蒸発しやすく、また、引火しやすい性質を持っているので、できるだけ引火点が低い溶剤を選択すること。
- (9) () 病院リネンを介した集団発生の原因となるセレウス菌が形成する芽胞は、熱やアルコールには抵抗性はない。

令和元年度富山県クリーニング師学科試験問題

- (10) () 3R（スリーアール）とは、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の頭文字をとった省資源化対策の取組みである。
- (11) () イガの幼虫は、羊毛や絹等の動物性の繊維が使用される衣類を好んで食害する。
- (12) () 洗たく物の一般的な消毒方法として蒸気による消毒では、蒸気釜を使用し、100℃以上の湿熱に5分間以上触れさせる。
- (13) () 予防接種は、病原体の分画、生産物、または病原体そのものを死滅、減弱、変異させることなどをせず、そのまま投与することで成立する免疫である。
- (14) () コロモジラミは、衣服や下着の縫い目に卵を産み付け、幼虫とともにその場に潜んでいる。
- (15) () 標準営業約款制度（Sマーク制度）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく、消費者保護のための制度である。

2 次の文の（ ）の中に、下の語群からあてはまるものを選び、その記号を記入しなさい。

- (1) ドライクリーニング機の排液処理装置から排出されるテトラクロロエチレンの管理基準濃度は（ ）mg/ℓ以下、トリクロロエタンは（ ）mg/ℓ以下となっている。
- (2) ウィンズローの定義では、公衆衛生とは、（ ）の改善、伝染病の予防、個人衛生の原則についての個人の教育、疾病の早期診断と治療のための（ ）と看護サービスの組織化、及び地域社会のすべての人に、健康保持のための適切な（ ）を保障する社会制度の発展のために、共同社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、寿命を延長し、（ ）、精神的健康の増進をはかる科学であり、技術である。
- (3) 我が国では、健康を基本的人権の一つとして捉えており、（ ）第25条で「すべて国民は、健康で（ ）最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての（ ）について、社会福祉、（ ）及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とされている。

【語群】

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ア. 過重労働 | イ. 環境衛生 | ウ. 福祉 |
| エ. 医療 | オ. 生活水準 | カ. 職場環境 |
| キ. 0. 1 | ク. 1 | ケ. 3 |
| コ. 3 0 | サ. 肉体的 | シ. 医学的 |
| ス. 文化的な | セ. 幸福な | ソ. 健康保持 |
| タ. 社会保障 | チ. 生活部面 | ツ. 作業環境 |
| テ. 健康増進法 | ト. 憲法 | |

3 次のA群と最も関係の深いものをB群から選び、線で結びなさい。

(A群)

黄色ブドウ球菌 ・

マニフェスト ・

フロン ・

新型インフルエンザ ・

デング熱 ・

(B群)

・ 政府行動計画

・ 蚊

・ 収集運搬業者

・ 食中毒

・ オゾン層

(洗たく物の処理に関する知識)

1 次の文のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()に記入しなさい。

- (1) () 洗浄後、洗濯物からドライ溶剤を取り除く工程が「脱液」と「乾燥」である。
- (2) () 濃色の麻製品は、摩擦や汗による色移りに注意が必要である。
- (3) () 絹は、たんぱく質でできており、紫外線などの影響を受けて黄変しやすい。
- (4) () 洗剤や仕上げ剤などの薬剤は、アニオン系とカチオン系を併用することは差し支えない。
- (5) () 石油系ドライ機の使用時の注意点として、溶剤の温度は 35℃を超えないようにして洗浄する。
- (6) () 不溶性のシミは、霧吹きで霧をかけると、生地よりもシミのほうに水分を早く吸収する。
- (7) () 耐久性のあるプリーツの加工方法として、綿や毛は熱セット、合成繊維は樹脂加工が適している。
- (8) () ドライクリーニングで使用する溶剤の洗浄性は、比重が大きいほどたたき洗い効果が小さく、衣料を傷めない。
- (9) () あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加しておくのは、一般的なドライクリーニングシステムで、チャージシステムという。
- (10) () 一般的にニット製品は、伸縮性・保温性が大きい、シワがでにくいなどの特徴がある。

令和元年度富山県クリーニング師学科試験問題

- (11) () 着物をほどき、反物状にして水洗いをした後、「湯のし」をして、仕立直しをする方法を「生洗い」という。
- (12) () ピーチ加工とは、布に接着剤を塗った後に静電気を帯電させて、布面に細かく短い繊維の毛羽を振動や静電気により垂直に植えつける加工である。
- (13) () ランドリーは、ワッシャーと呼ぶ洗濯機を使い温水で回転洗浄する洗浄作用の強い洗濯方法で、強い汚れの除去に適する。
- (14) () 洗濯物の石油系溶剤残留に起因する皮膚障害を、「化学やけど」という。
- (15) () ドライクリーニングは、ウェットクリーニングより、水溶性の汚れやシミが落ちやすい。

2 次の文の（ ）の中に、下の語群からあてはまるものを選び、その記号を記入しなさい。

- (1) 布に（ ）を塗り、防水などの機能やファッション的な表面効果を与える加工を、（ ）と言う。また、布を凹凸のついた過熱ローラーに通して、凹凸のある模様をつける加工を（ ）という。
- (2) 布地の種類で、長さ方向の（ ）と幅方向の（ ）が所定の組み合わせ方式にしたがって、互いに上下に交差してつくられた布地を（ ）という。
- (3) 三大合成繊維とは、一般名で（ ）、アクリル、ナイロンを指す。
- (4) 洗剤は、（ ）を低下させたり、油を水の中に（ ）させる働きを持ち、その主成分は（ ）剤である。

【語群】

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| ア. 温度 | イ. 圧力 | ウ. 湿気 |
| エ. 織物 | オ. 化学樹脂類 | カ. ヨコ糸（緯糸） |
| キ. タテ糸（経糸） | ク. ポリエステル | ケ. カシミヤ |
| コ. ニット | サ. レーヨン | シ. プリーツ加工 |
| ス. 界面張力 | セ. ラミネート加工 | ソ. 乳化 |
| タ. 分離 | チ. コーティング加工 | ツ. 柔軟性 |
| テ. 界面活性 | ト. エンボス加工 | |

3 次のA群の繊維素材とその標準的仕上げ温度をB群から選び線で結びなさい。

(A群)

(B群)

ポリエステル ・

・ 120℃以下

レーヨン ・

・ 120～130℃

絹 ・

・ 130～140℃

アクリル ・

・ 140～150℃

綿・麻 ・

・ 180～200℃